

○警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程

(平成14年6月28日沖縄県警察本部告示第39号)

改正 平成19年3月23日告示第16号 平成28年3月31日沖縄県警察本部告示第2号

令和元年12月10日沖縄県警察本部告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。)第39条の規定により、警察本部長が保有する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書等)

第2条 条例第6条第1項の書面は、公文書開示請求書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第2項の規定による補正の求めは、補正通知書(第2号様式)によるものとする。

3 前項の補正通知書を受けた開示請求者が当該補正を行うときは、補正書(第3号様式)によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(第4号様式)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(第5号様式)

2 条例第11条第2項に規定する公文書の全部を開示しない旨の決定に係る書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号及び第3号に掲げるとき以外のとき 公文書不開示決定通知書(第6号様式)

(2) 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書(第7号様式)

(3) 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書(第8号様式)

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の書面は、公文書開示決定等期間延長通知書(第9号様式)とする。

2 条例第13条の書面は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(第10号様式)とする。

(事案移送通知書)

第5条 条例第15条第1項の書面は、事案移送通知書(第11号様式)とする。

(公文書の開示に係る意見照会書等)

第6条 条例第16条第1項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書(第12号様式)によるものとする。

2 条例第16条第2項の書面は、公文書の開示に係る意見照会書(第12号様式)とする。

3 条例第16条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書(第13号様式)とする。

4 条例第16条第3項の書面は、公文書を開示決定した旨の通知書(第14号様式)とする。

(公文書の開示)

第7条 公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る公文書の開示を受けるものとする。

2 警察本部長は、開示決定を受けた者で公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。

3 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示決定に係る公文書1件につき1部とする。

(費用の納入)

第8条 条例第19条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(公文書の検索資料)

第9条 条例第34条の公文書の検索に必要な資料は、警察本部長が別に定める。

2 前項の公文書の検索に必要な資料は、沖縄県警察本部その他警察本部長が必要と認める場所に備え置くものとする。